

平成 23 年第 3 回臨時
夕張市議会会議録
平成 23 年 5 月 13 日(金曜日)
午前 10 時 30 分開議

厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎議事日程

- 第 1 選挙第 1 号 夕張市議会議長の選挙について
- 第 2 選挙第 2 号 夕張市議会副議長の選挙について
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 議席の指定について
- 第 5 選挙第 3 号 空知教育センター組合議会の議員の選挙について
- 第 6 選挙第 4 号 南空知ふるさと市町村圏組合議会の議員の選挙について
- 第 7 議長の常任委員の辞任について
- 第 8 議案第 1 号 夕張市議会常任委員会委員長及び副委員長の選任について
- 第 9 議案第 2 号 夕張市議会議会運営委員会委員の選任について
議案第 3 号 夕張市議会議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について
- 第 10 議案第 4 号 夕張市監査委員の選任について
- 第 11 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 12 決議案第 1 号 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中所管事務調査に関する決議

◎出席議員 (9 名)

大 山 修 二 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
高 橋 一 太 君
島 田 達 彦 君
藤 倉 肇 君

◎欠席議員 (なし)

●事務局長 竹下明洋君 事務局長の竹下です。
本臨時市議会は、一般選挙後初めての議会です。
議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

それでは、年長の藤倉議員をご紹介します。
藤倉議員、よろしくお願ひいたします。

〔年長議員、藤倉 肇君 議長席に着く〕

●臨時議長 藤倉 肇君 ただいまご紹介をされました藤倉 肇です。

地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

午前 10 時 34 分 開議

●事務局長 竹下明洋君 ご起立願ひます。

●臨時議長 藤倉 肇君 ただいまから平成 23 年第 3 回臨時夕張市議会を開会いたします。

●臨時議長 藤倉 肇君 本日の出席議員は 9 名全員であります。

●臨時議長 藤倉 肇君 これより、本日の会議を開きます。

●臨時議長 藤倉 肇君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により

大山議員

小林議員

を指名いたします。

●臨時議長 藤倉 肇君 この際、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

●臨時議長 藤倉 肇君 本日の議事日程は、お手元に配付されておりますプリントのとおりであります。

それでは、日程に従って会議を進行いたします。

●臨時議長 藤倉 肇君 日程第 1、これより議長選挙を行います。

なお、議案の臨時議長氏名欄に、藤倉 肇と記入をお願いします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条で準用する公職選挙法第 46 条第 1 項及び第 4 項の規定により、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は 9 名であります。

お諮りいたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人には議席中央部最前列の両端におられます大山議員、熊谷議員を指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

したがって、立会人に大山議員、熊谷議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

なお、念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙に選挙しようとする者の氏名を記入して、事務局長の点呼に応じ順次投票願います。

それでは、点呼を命じます。

〔氏名点呼、投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

したがって、投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

大山議員、熊谷議員、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果は、事務局長から報告させます。

●事務局長 竹下明洋君 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数 9 票

これは出席議員数と符合いたします。

有効投票 9 票

無効投票は 0 票であります。

有効投票中

高橋一太議員 6 票

厚谷 司議員 2 票

藤倉 肇議員 1 票

以上のとおりであります。

なお、地方自治法第 118 条第 1 項の規定による公職選挙法第 95 条を準用する法定得票数は 2.25 票であります。

●臨時議長 藤倉 肇君 ただいま事務局長から報告がありましたとおり、最多数の投票がありました高橋議員が議長に当選されました。

以上で議長選挙が終わりましたので、議場の出入り口を開きます。

ただいま議長に当選された高橋議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

それでは、ただいま議長に当選されました高橋議員を紹介いたします。

●議長 高橋一太君（登壇） ただいま、夕張市議会議長選挙におきまして多くのご賛同をいただきまして選任ご同意を賜りましたことを、議員各位の皆様方にまずもって感謝を申し上げます。ありがと

うございました。(拍手)

私は、このたびの選挙戦におきまして 4 期目の当選を果たすことができました。

しかし、今期におきましては私は当選回数ですとか、そういったものというのは一切関係なく、これからの議会をどう改革をしていかなければいけないかということが最大のテーマだというふうに考えております。

そのひとつとしては、私ども議会そして行政首長、これは 2 元代表制のこの原則に沿って、やはりこれからの議会運営は進めていくべきだというふうに私は強く感じております。

この 2 元代表制のテーマについては、市長も、そして私ども議会議員も同じく選挙で選ばれた立場の人間でございます。

それぞれ立場は違いますけれども、これからの夕張市政を、そして再生夕張を果たしていくべき、これは良くしていこうという気持ちはまったく同じ気持ちでございます。

しかしながら、その一方で議会としての役割り、機能はきちんとやはり果たしていかなければいけないというのも、この 2 元代表制のひとつの定義でございます。

そういう中では、この 2 元代表制のあり方をきちんと多くの市民の皆様方にご説明、そしてご理解をしていけるかどうかは、やはり私は市民との対話、懇談会というのがこれからもっとも必要だというふうに考えております。

前期、私ども夕張市議会におきましては議会史上初めての地域懇談会というものを前期、開催をさせていただきました。しかし、そのやり方、手法につきましてはまだまだいろいろ改善をしなければいけないものも多々ございました。

その中で、これはもちろんこれからの議会体制の中で 9 名の議員が一丸となって協議をし、取り進めていかなければいけないと思っておりますが、私はひとつにはやはり各年代ごとのこの意見交換、住民懇談会の場が設定が必要ではないかというふうに考

えております。

高齢者の皆様方がこれからの夕張を、そしてこの先どうあるべきか。そして、我々若い世代の人間がこれからの将来ある夕張をどう進めていくべきなのか。さらには、未来ある子どもたち、児童生徒たちがこれからの夕張に何を求めているのか。そういったことを大きく年代ごとに、やはり世代間の交流会、意見交換会というのが必要になってくるのかなというふうに私は思っております。

具体的にはもちろんこれから 9 名でいろいろ議論していかなければいけません、少なくとも現在年 4 回定例議会がございますので、この定例議会終了後にこの定例会の報告を踏まえた住民懇談会の場は設定はしていこうというふうに、議会を統一して考えております。

もうひとつは、これからの議会は動くということが、私自身ひとつのテーマというふうに思っております。即戦力の議員、そしてこれからの議員は使える議員でなくてはならないというふうに私は思っております。

そのためにも、議会はこれからどんどん前進あるのみだというふうに考えておりますので、国政、道政におけるこういったパイプ強化をどんどんやはり、私はこれまでの唯一実績というならば、これまでの 3 期 12 年間の実績を存分に生かして、これまでの人脈をフルに回転させていただきながら、議会からどんどん発信をしていきたいと考えております。

ときには政治でやはり解決をしていかなければいけない諸課題が多くございます。そのためにも、これからの夕張市議会前進あるのみというふうに考えております。

今期、私はこの 9 名の議員の中で年齢こそ一番若い議員でございますけれども、41 歳、今もっとも即戦力で使える年代だというふうに私も思っております。そのためにも、これから鈴木市長ともいろいろと市の政策そして諸課題、そういった部分を十分に協議をさせていただきながら、互いに支えるべきも

のについては支え合い、そして議会として議論を尽くすべきものはきちっと果たしていきながら、ともに夕張再生を目指していくまちづくりをこれから議会をリードする立場として率先して行動することをお約束申し上げまして、議員各位の皆様方、並びに市民の皆様方、そして鈴木市長を始めいたします理事者の皆様方、特段のご理解、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます、議長就任に当たるあいさつとさせていただきます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。(拍手)

●臨時議長 藤倉 肇君 これをもちまして臨時議長の職務が終わりましたので、議長と交代いたします。

ご協力を賜り、まことにありがとうございました。

(拍手)

[議長着席]

●議長 高橋一太君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、地方自治法第 121 条の規定に基づき、議長の求めに応じて出席した参与の職氏名、また本議会の書記の職氏名は、お手元に配付しておりますプリントのとおりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木直道君

教育委員会委員長

氏家孝治君

選挙管理委員会委員長

板谷努君

農業委員会会長 山田昇君

監査委員 松倉紀昭君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 関下祐二君

地域再生推進室総括主幹

中港康裕君
地域再生推進室総括主幹

芝木誠二君
地域再生推進室主幹

高野瑞洋君
総務課長 寺江和俊君

総務課総括主幹 三浦護君

総務課主幹 佐藤喜樹君

総務課主幹 平塚浩一君

総務課主幹 近野正樹君

総務課主幹 大島琢美君

総務課主幹 中沢吉弘君

建設課長 細川孝司君

建設課総括主幹 小林正典君

建設課主幹 朝日敏光君

建設課主幹 熊谷修君

建設課主幹 押野見正浩君

建設課主幹 佐藤学君

建設課主幹 成田裕幸君

建設課主幹 服部勝雄君

建設課主幹 細木良一君

建設課主幹 谷川浩君

市民課長 天野隆明君

市民課総括主幹 木村卓也君

市民課主幹 小松政博君

福祉課長兼福祉事務所長

池下充君

福祉課総括主幹 松本賢司君

福祉課主幹 濱中昌一君

出納室長 熊谷禎子君

消防長兼消防次長

鷲見英夫君

消防署長 増井佳紀君

消防本部管理課長

田中義信君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育長 小林信男君

教育課長 秋 葉 政 博 君
教育課総括主幹 古 村 賢 一 君
教育課主幹 松 本 邦 由 君
教育課主幹 鈴 木 茂 徳 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 及 川 憲 仁 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 竹 下 明 洋 君
主査 熊 谷 正 志 君
主査 辻 一 郎 君

●議長 高橋一太君 お諮りいたします。

この場合、お手元に配付しておりますプリントのとおり、各案件をそれぞれ日程に追加し、議題にいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 2、これより副議長の選挙を行います。

なお、議案の議長氏名欄に高橋一太とご記入願います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は 9 名全員であります。

お諮りいたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人には大山議員、熊谷議員を指名したいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、立会人には大山議員、熊谷議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

なお、念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

それでは、事務局長が氏名を読上げますので、順次投票願います。

〔氏名点呼、投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

大山議員、熊谷議員、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果は、事務局長から報告いたします。

●事務局長 竹下明洋君 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数 9 票

これは出席議員数と符合いたします。

有効投票 9 票

無効投票は 0 票であります。

有効投票中

角田浩晃議員 6 票

熊谷桂子議員 3 票

以上のとおりであります。

なお、地方自治法第 118 条第 1 項の規定による公職選挙法第 95 条を準用する法定得票数は 2.25 票であります。

〔傍聴席で発言する者あり〕

●議長 高橋一太君 傍聴者の皆様はご静粛にお願いしたいと思いをします。

ただいま事務局長から報告がありましたとおり、

最多数の投票がありました角田浩晃議員が副議長に当選をされました。

以上で副議長の選挙が終わりましたので、議場の出入り口を開きます。

〔傍聴席で発言する者あり〕

傍聴者の皆様に再度申し上げます。ご静粛にお願いいたします。

ただいま副議長に当選されました角田議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

それでは、ただいま副議長に当選されました角田議員をご紹介します。

〔傍聴席で発言する者あり〕

傍聴者の皆様、再度お諮りいたします。ご静粛にお願いをいたします。

●副議長 角田浩晃君（登壇） これからごあいさつ申し上げますので、ご静粛にお願いしたいと思います。

ただいま、議員選挙におきまして多くの方々のご記名をいただき、副議長としてその任を担ってまいりたいと思います。

私は、議長の補佐をするのは当然のことではありますが、これから若い市長、若い議長が議会を率先して動かすということの中で、その調整役と、行政との調整、そして市民の方々との調整ということで、いろいろなご意見があるのは私も重々承知であります。

その中で、例えばこのたびの学校の統廃合、小学校の 1 校化に向けて皆さん経緯、経過をご存じかと思えます。子どもたちの通学の負担を心配された方もいらっしゃいました。そして、地域から学校がなくなることへの不安を訴えてこられた方もいらっしゃいました。

その中で、子どもたちの教育をどうするのか。子どもたちの能力を最大限に引き伸ばせるのにはどうしたらいいのかということで、いろいろな議論を重ねた末に、このたび 4 月に 1 校化に向けた開校式が開かれたところであります。

多くの仲間たちと一緒に力強く新しい校歌を歌っている子どもたちの姿を見て、私はこの 1 校化に向けて様々な課題はあったけれども、将来を担う子どもたちにとっても良い環境を作れたのではないかと感じたところであります。

これから病院の問題、そして上下水道の問題、様々な問題がございます。それは市民理解のもとで進めていかなければならない。いろいろなご意見があるのは重々承知であります。

ただ、私たち議会は最終的に議決という責任において方向性としてより良いほうを、賛成ありき、反対ありきではありません。議論を重ねた上で、より良いほうを選択しながら、それぞれの方々に理解を求めるような議会運営を私はやっていくものと考えております。

そういう観点で、様々なご意見があるのは承知でございますが、そのプロセスについて十分な説明をしていく覚悟でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。よろしくお願ひします。

〔傍聴席で発言する者あり〕

●議長 高橋一太君 大変申しわけございませんが、傍聴者の皆様はご静粛にお願いをいたします。

●議長 高橋一太君 日程第 3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時市議会の会期の決定につきましては、本来でありますと議会運営委員会において協議をし、お諮りするものでありますが、ご承知のとおりまだ議会運営委員会が構成されておられませんので、諸般の事情を勘案し、会期を本日 1 日間とすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本議会の会期は本日 1 日間と決定い

たしました。

この場合、日程等調整のため、11 時 30 分まで休憩いたします。

午前 1 1 時 0 4 分 休憩

午前 1 1 時 3 0 分 再開

●議長 高橋一太君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、傍聴者の皆様方にお諮りをいたします。

地方自治法第 130 条第 1 項の規定によりまして、これより先、傍聴者の皆様方の中で発言をされた方につきましては退場を命じていきたいと考えておりますので、その旨を報告をさせていただきます。

お諮りいたします。

この場合、お手元に配付しておりますプリントのとおり、各案件をそれぞれ日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、これらを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 4、議席の指定を行います。

会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において、ただいまご着席の議席を本議席といたします。

なお、この議席の順番は今後、名簿、その他一切のもの順番となりますので、ご承知お祈りいたします。

●議長 高橋一太君 日程第 5、これより空知教育センター組合議会の議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに指名いたします。

空知教育センター組合議会の議員には、角田浩晃議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました角田浩晃議員を空知教育センター組合議会の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました角田浩晃議員が空知教育センター組合議会の議員に当選されました。

ただいま空知教育センター組合議会の議員に当選されました角田浩晃議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

以上で日程第 5 を終わります。

●議長 高橋一太君 日程第 6、これより南空知ふるさと市町村圏組合議会の議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにし

たいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに指名いたします。

南空知ふるさと市町村圏組合議会の議員には、私、高橋一太を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました私を南空知ふるさと市町村圏組合議会の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました私が南空知ふるさと市町村圏組合議会の議員に当選いたしました。

以上で日程第 6 を終わります。

●議長 高橋一太君 日程第 7 につきましては、私、除斥の対象となるため退席いたしますので、この場合、副議長と交代いたします。

〔議長退席し、副議長が議長席に着く〕

●副議長 角田浩晃君 ただいま議長が退席されましたので、出席議員は 8 名であります。

日程第 7、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第 105 条の規定により、議長は常任委員会に随時出席し、発言する権能を与えられており、またその職責上の理由から、議長より常任委員を辞退したい旨の願い出があります。

お諮りいたします。

本件はこれを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれを許可することに決定いたしました。

以上で日程第 7 を終わります。

〔議長、議場に入場〕

ただいま除斥の対象となりました議長が議場に戻られましたので、出席議員は 9 名であります。

ここで、議長と交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

●議長 高橋一太君 日程第 8、議案第 1 号夕張市議会常任委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第 5 条第 2 項の規定により、その委員会の委員の中から議会が選任するものであります。

お諮りいたします。

選任の方法は、議長において指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔傍聴席で発言する者あり〕

退席を求めますよ。

今、しゃべっている方です。退席をしてください、どうぞ。

お諮りいたします。

選任の方法は、議長において指名をいたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに指名いたします。

委員長には高間澄子議員、副委員長には厚谷 司議員。

以上のおおりに指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名のおおりに選任することに決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 9、議案第 2 号夕張市議会常任委員会委員長の選任について、議案第

3 号夕張市議会議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について、以上 2 議案一括議題といたします。

初めに、議案第 2 号夕張市議会議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 4 条の規定により、議長において本案のとおり指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案のとおり選任することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号夕張市議会議会運営委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第 5 条第 2 項の規定により、その委員会の委員の中から議会が選任するものであります。

お諮りいたします。

選任の方法は、議長において指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに指名いたします。

委員長には小林尚文議員、副委員長には大山修二議員。

以上のとおり指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

〔傍聴席で発言する者あり〕

ちょっと退場を求めます。

すみません、事務局お願いします。

今、発言の方、退場してください。

すみません。今、発言している方、退場を求めますので、お願いします。

暫時休憩いたします。

午前 1 時 4 0 分 休憩

午前 1 時 4 1 分 再開

●議長 高橋一太君 それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

ただいま異議なしと認めましたので、選任することに決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 10、議案第 4 号夕張市監査委員の選任についてを議題といたします。

この場合、地方自治法第 117 条の規定により、島田議員は除斥の対象となりますので、退席をお願いします。

〔島田議員退席〕

ただいま島田議員が退席されましたので、出席議員は 8 名であります。

それでは、理事者から提案理由の説明を求めます。理事。

●理事 関下祐二君（登壇） 議案第 4 号夕張市監査委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、議員選出の監査委員であります新山純一さんが本年 4 月 30 日をもって任期満了となりましたので、その後任として島田達彦さんを適任と認め、選任しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

以上で日程第 10 を終わります。

〔島田議員入場〕

ただいま除斥の対象となりました島田議員が出席されましたので、出席議員は 9 名であります。

●議長 高橋一太君 日程第 11、報告第 1 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 関下祐二君（登壇） 報告第 1 号専決処分の承認を求めることについて、その内容をご説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、夕張市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分によって定めたものであります。

改正の主な内容は、東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失を平成 22 年分の総所得金額などから雑損控除として控除できることとしたほか、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について引き続き税額控除を適用するものとしたことでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれを承認することに決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 12、決議案第 1 号常

任委員会及び議会運営委員会の閉会中所管事務調査に関する決議を議題といたします。

この決議案は本市議会の活動に関するもので、全員の提案であり、その内容についてもお手元に配付しているプリントのとおりでありますので、提案説明及び質疑を省略して直ちに採決いたします。

本決議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本決議案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

なお、市長よりあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許してまいります。

●市長 鈴木直道君（登壇） お時間をいただき、ありがとうございます。

統一地方選後、初めて召集されました市議会本会議でありますので、若干お時間をいただき、議員の皆様に対しまして一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

まずもって、このたび市議会議員選挙におきまして市民の皆さんの信任を得て当選されました議員の皆様に対しまして心からお祝い申し上げます。

私もまた、このたびの市長選挙におきまして市民の皆様のご支援により、市長に初当選させていただきました。

今、私は夕張市の新たなリーダーとして、その責任の重大さを痛感するとともに、改めて身の引き締まる思いであります。

さて、皆さんご承知のとおり、本市を取り巻く状況は依然として大変厳しいものがございます。

しかし、市が置かれている現状を十分に踏まえつつも、行政の原点である市民の皆さんの声、こういったものを大切に、命と暮らしを守るという責務をしっかりと果たしながら、行政の再生はもとより、

北海道一元気なまち夕張の実現に向け、前例主義から脱却し、果敢に挑戦し、できる、やれるを目指す市政と、決意を新たにしているところでございます。

若輩であります。市民の皆様、そして議会改革を前進あるのみで進めるとごあいさつございましたが、高橋議長を始め議員の皆様の格別なるご支援とご協力を心からお願い申し上げまして、市長就任のごあいさつと代えさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

●議長 高橋一太君 本日の会議はこれをもって閉じます。

●事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。

●議長 高橋一太君 これをもって第 3 回臨時夕張市議会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 50 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 臨時議長 藤 倉 肇

夕張市議会 議 長 高 橋 一 太

夕張市議会 副 議 長 角 田 浩 晃

夕張市議会 議 員 大 山 修 二

夕張市議会 議 員 小 林 尚 文